

報道各位

新潟市経済部産業政策課

売上減少が続く飲食関連事業者等を対象とした
「新潟市飲食関連事業者支援金(まん延防止等重点措置枠)」
について(ご案内)

市では、まん延防止等重点措置の適用に伴い、飲食店等を対象に時間短縮営業等が要請されるなか、飲食店との取引が減少するなど、売上が減少する**飲食関連事業者**の事業継続を支援します。

情報発信にご協力くださいますよう、お願いします。

記

1. 事業概要

■対象者・支給要件

市内に本社または本店を有する**飲食関連事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者**で、新潟県「事業継続支援金(飲食関連事業者等)【まん延防止等重点措置枠】」の交付決定を受けた事業者

【参考】飲食関連事業者(例)

飲食料品卸売業者、飲食料品製造業者(酒造、食品加工事業、製氷等)、什器、洗濯・リネンサプライ 等

■支給額 1事業者につき10万円

【参考】県(事業継続支援金)における支給要件

事業者全体の売上高について、令和4年1月から令和4年3月までのいずれか1か月において、前年または前々年同期比20%以上減少していること。

2. 申請受付期間

令和4年3月22日(火)から**5月31日(火)**まで(消印有効)

※郵便物の追跡が出来る方法(簡易書留など)で郵送すること。

3. 申請に必要な書類の入手方法

①新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 飲食関連(まん防)

検索

②市・区役所産業担当課の窓口(3月22日から書類を備付けます)

4. 事業者様からの問い合わせ先

「新潟市飲食関連事業者支援金センター」電話 **025-255-5127**

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)※3/22(火)開設

問合せ先 産業政策課長 内藤(直通:025-226-1606)